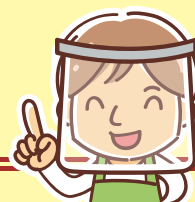


長野市内の店舗・事務所の

# 感染防止対策費用を補助します!



補助金の対象となる事業



## 店舗・事務所いずれも補助対象となる取組

### A 施設換気に対する取組

- 換気扇や窓の増設、設置(工事)
- 空気清浄機・サーキュレーター・加湿器などの購入

### B 対人距離の確保に対する取組

- 飛沫防止パネル・パーテーション・間仕切りなどの購入

### C 非接触対応に対する取組

- 非接触アルコールディスペンサー、サーモカメラなどの購入
- 自動水栓、自動扉等の非接触機器  
キャッシュレス決済機器の設置・導入など

## 店舗のみ補助対象となる取組

### D 消毒・衛生管理に対する取組

- 消毒液、フェイスシールド、除菌シートなど消耗品の購入



補助率  $4/5$ ・上限  $10$ 万円

補助率  $1/2$ ・上限  $2$ 万円

※上限額は1店舗・1事務所あたりの額。複数店舗等で実施した場合は店舗(事務所)数×上限額となります。  
※1つの店舗・事業所でA~CとDの両方の取組を実施した場合の上限額は両方あわせて10万円です。

申請受付期間

令和3年12月8日(水)~令和4年2月15日(火)

補助金の詳細はチラシ裏面とホームページをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください

長野市商工観光部商工労働課 感染防止対策補助金担当

TEL.026-224-8379 FAX.026-224-5078 ✉skr@city.nagano.lg.jp

# 補助対象者及び補助対象事業等

## 【1. 対象要件】

- 市内に店舗・事務所等を有する中小企業者等であること。
- 不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を行う店舗・事業所であること、又は常時2名以上の従業員が勤務する事務所での感染予防であること。ただし、個人事業主がその自宅を事務所とする場合の事務所を除きます。
- 顧客と従業員、顧客同士、従業員同士の感染予防対策を実施する店舗・事務所であること。
- 長野市税の滞納がないこと。
- 補助対象経費について、他の補助金・支援金等(国・県・市又は他の公的機関等)の交付を受けていない、また受ける予定がないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う店舗・事務所等でないこと。
- 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員、又は長野市暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団関係者等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団関係者等の反社会的勢力が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

## 【2. 所在地要件】

- 申請日現在で長野市内の店舗・事務所等を営業しており(休業中は除く)、今後も事業を継続する意思があること。

## 【3. 補助対象事業】

以下の(1)～(3)までの取組にかかる経費は支給要件を満たす店舗・事務所全て対象となります。

### (1)施設換気に対する取組

- 換気扇や窓の増設、設置
- 空気清浄機、サーキュレーター、加湿器の購入など

[空気清浄機については以下のスペック(厚生労働省推奨)が商品カタログ等で確認できるもの]

- ①HEPAフィルター、ULPAフィルター、TPAフィルターであること
- ②風量の最大出力が毎分5m<sup>3</sup>以上であること

### ※対象とならない取組

- 空間噴霧を行うもの(消毒液や除菌剤等の空間噴霧を行う装置 例:オゾン発生器)
- 空間除菌を行うもの(イオンや紫外線等の空気中のウイルス殺菌等を目的とした物品)
- 抗菌、抗ウイルスのみを目的としているもの(これらを目的とした壁紙、コーティング施工等)

### (2)対人距離の確保に対する取組

- 飛沫防止パネル、パーテーション、間仕切り等の購入
- 間隔を開けるためのレイアウト変更

### (3)非接触対応に対する取組

- 非接触アルコールディスペンサー、足踏み式消毒器、サーモカメラ、非接触体温計の購入

[購入(補助)限度個数について]

各機器入口1か所あたり1個が購入(補助)限度です。

- 自動水栓、自動便座、自動扉等の非接触機器、キャッシュレス決済機器の設置・導入経費等

以下の(4)の取組にかかる経費は「不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を行う店舗・事業所」のみ対象となります。

### (4)消毒・衛生管理に対する取組

- 消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋、除菌シート、空気清浄機の交換フィルター等の消耗品

※対象とならない消耗品

- マスク

★タクシー事業者、代行業者、移動販売業者が使用する「自動車(車両)」も「店舗」に準じて補助金の対象となります。  
ただし、一事業者の申請は1回限り(上限5万円(うち消耗品1万円))となります。詳細はホームページをご覧ください。

- ・申請の際はホームページに掲載されている「申請書類一覧」に記載の申請書類一式を提出してください。
- ・提出いただいた書類の返却は行いませんので、提出前に複写(コピー)した控えを必ず保管してください。
- ・申請受付期間中であっても、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。

申請書類の  
入手方法

- ①長野市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/484694.html>
- ②長野市役所商工労働課(第二庁舎3階)での受け取り

